

第百二十五号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都足立児童相談所の項中「足立区 葛飾区」を「足立区」に改める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十一号）の施行に伴い、葛飾区が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。